

吉浜さんさん保育園重要事項説明書

1. 事業者

事業者名称	さんさん保育園株式会社
所在地	愛知県高浜市屋敷町一丁目6番地6
代表者氏名	代表取締役社長 神谷 敦美
電話番号	0566-54-5633

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	吉浜さんさん保育園
施設の所在地	愛知県高浜市屋敷町一丁目6番地6
管理者氏名	園長 山本 佳代
連絡先	電話 0566-54-5633 FAX 0566-54-5632

敷地	敷地全体	1,266.71㎡
園舎	構造	木造2階建て
	延べ面積	797.90㎡

設備	居室数	備考
乳児室	3室	0歳児（ゆき組） 1歳児（はな組） 2歳児（つき組）
保育室	3室	3歳児（ほし組） 4歳児（そら組） 5歳児（ひかり組）
遊戯室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	

3. 目的及び運営方針

- ① 吉浜さんさん保育園（以下、「当園」という。）は、保育を必要とする幼児が、心身ともに健やかに育成されるよう、幼児（以下「園児」という。）の保育事業を行うことを目的とする。
- ② 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- ③ 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に利用時の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- ④ 「当園」とは、園児に属する家族や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、園児の保護者に退位する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

4. 職員の配置状況・勤務体制

種 類	人 数	勤 務 時 間
園 長	1名	午前8時～午後5時
主 任	1名	
保育士	10名以上	シフト勤務による
看護師	1名	午前8時～午後5時
事務員	1名	午前7時30分～午前11時30分
早朝担当保育士	数名	午前7時～
延長担当保育士	数名	～午後7時
管理栄養士	1名	午前8時～午後5時
調理員	3名	

5. 開所日・開所時間

開所日	月曜日から土曜日まで (12月29日から1月3日まで、祝日を除く)		
開所時間	午前7時から午後7時まで		
	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後4時	: クラス別保育
	上記以外の時間		: 混合保育
	土曜日	午前7時～午後7時	: 混合保育

6. 利用料金

(1) 保育料

- ・ 保育の提供に係る利用者負担金額（保育料）は、高浜市が定める保育料をお支払いいただきます。
- ・ 3歳児未満児の市民税非課税世帯及び3歳以上児における、利用者負担額については無償となります。

(2) 保護者負担費用

保育において提供される便宜に要する費用は次の通りです。

基本額

区 分	項 目	負担額
便宜に要する費用	給食（主食費）	月額650円
	給食（副食費）	月額4,700円
	保護者の会費	月額250円
	独立法人日本スポーツ振興センター	年額240円
	用品代（スモック・帽子等） 3歳以上児	実費

(3) 保育料などの納入方法等

- ・ 保育料・給食費・保護者の会費の納入は、指定の金融機関の口座振替でお願いします。
- ・ 毎月6日に引き落とされます。ただし、振替日が休業の場合は翌営業日となります。
- ・ 3歳未満児の主食代（米代・パン代等）、副食代は保育料に含まれています。
- ・ 給食費は実費徴収になります。副食代は減免される世帯もありますので、別途通知をご確認ください。
- ・ 転居や家庭状況の変更（家族構成・勤務先・勤務時間等）があった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、速やかに園長にご連絡ください。

7. 利用定員

認 定 区 分	利用定員
2号認定子ども (3歳以上のお子さんで、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方)	60名
3号認定子ども（満1歳児以上） (3歳未満のお子さんで、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方)	46名

- ・ 当園の保育年齢は0歳児から就学前までです。